

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和7年12月24日

京都市長 松井孝治

1 届出者の氏名及び住所

（1）平成ビルディング株式会社

取締役社長 秋山 和之

東京都千代田区神田紺屋町17番地

（2）みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 笹田 賢一

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ゼロゲート

京都市下京区四条通高倉東入立売中之町84番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア. 大規模小売店舗の名称	(仮称) 京都四条通開発計画	京都ゼロゲート
イ. 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	平成ビルディング株式会社 代表取締役 安達 義二郎 東京都中央区日本橋一丁目 1番7号	平成ビルディング株式会社 取締役社長 秋山 和之 東京都千代田区神田紺屋町 17番地
	ヒューリック株式会社 代表取締役 吉留 学 東京都中央区日本橋大伝馬 町7番3号	ヒューリック株式会社 代表取締役 前田 隆也 東京都中央区日本橋大伝馬 町7番3号
ウ. 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定	Apple Japan 合同会社 職務執行者 秋間 亮 東京都港区六本木6丁目1 0番1号

(3) 変更年月日

ア 平成29年10月10日

イ 平成ビルディング株式会社 住所 令和5年5月8日

代表者 令和7年6月20日

ヒューリック株式会社 令和4年3月23日

ウ 平成30年8月25日

3 届出年月日

令和7年10月23日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 期間

令和7年12月24日（水）から令和8年4月24日（金）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）

（産業観光局地域企業振興室）